

## ○育児（部分休業）

### ・概要

- (1) 子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、職員の福祉の増進を図るため男女労働者の権利として保障するとともに、行政の円滑な運営を図るために、一定期間職務に従事せず育児に専念できる制度である

### ・関係法令等

- (1) 地方公務員の育児休業等に関する法律第19条  
 (2) 職員の育児休業等に関する条例第23～25条  
 (3) 職員の育児休業等に関する規則第4条  
 (4) 育児休業等に係る承認申請手続等の取扱要綱第9～13

### ・手続

事項	処理時期	手続先	手続内容
部分休業承認請求	休業に入る1か月前	地教委	(1) 部分休業承認請求書（本人） 4部作成3部提出 添付書類 ＊ 養育する子の戸籍抄本 ※ ただし、次の書類でも代用できる ア 医師又は助産師の出生（産）証明書の写 イ 母子健康手帳の出生済証明書の写 ウ 官公署発行の出生届受理証明書の写
承認通知	交付時	学校	(1) 通達（知）簿 (2) 出勤簿を整理 <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">部休(○：○○)</div> と表示
取消の申出	取消申出時	地教委経由↓教育事務所	(1) 部分休業時間管理簿へその都度記入 ※ 確認印の押印 (2) 部分休業時間管理簿(写) ※ 所属長の奥書証明が必要 ※ 一給与期間終了後提出 ※ 昇給内申書へ添付
失効・途中終了	事由発生後ただちに	地教委	(1) 養育状況変更届(部分休業) 4部作成3部提出 ※ 事実を証する書類（育児休業に同じ）を添付 (2) 養育状況変更についての意見書(校長) 4部作成3部提出

事項	処理時期	手続先	手 続 内 容
給与等	給与	教育事務所	<p>(1) 勤務しない1時間につき、勤務1時間あたりの給与額を減額して支給される</p> <p>(2) 本人が申し出、休業の承認を取り消した時間のほか、次の事由により勤務しなかった期間は、減額すべき時間から除く</p> <p>① 勤務時間休暇等条例、規則に規定する休日及び有給休暇  ② 職務に専念する義務が免除される場合  ③ 出張命令が発せられた場合</p> <p>(3) 給与の減額すべき時間数は、一給与期間に属する全時間数により計算し、その時間数に時間未満の端数が生じた場合、端数30分以上は30分とし、端数30分未満は切り捨てる</p> <p>(4) 給与の減額手続きには、次の書類等を提出する</p> <p>① 減額時間報告書  ② 出勤簿（写）  ③ その他必要により算出基礎となる資料</p> <p>(5) 減額の対象となる給与は、給料（給料の調整額を含む）及び給料に対する調整手当とする</p> <p>(6) 諸手当等は通常どおり支給される</p>
	期末勤勉手当		<p>(1) 期末手当は通常どおり支給される</p> <p>(2) 勤勉手当においては、部分休業により1日の勤務時間の一部を勤務しなかった日数が90日を超える場合、その勤務しなかった期間について、勤勉手当算定の基礎となる勤務期間より除かれて計算のうえ支給される</p>
	寒冷地手当		<p>(1) 通常どおり支給となる</p>
	昇給		<p>(1) 昇給資格判定期間内において、部分休業の承認を受けて給与を減額された日数が、勤務日の6分の1以上となった場合、標準未満の号給数の昇給となる</p> <p>※ 日数計算にあっては、時間単位若しくは30分単位の場合7時間45分を以て1日とし、端数を切り上げるものとする</p> <p>(2) 昇給内申書への記載、手続を通常どおり行う</p> <p>※ 「欠勤・部分休業」欄へ、日数を記入する  （部分休業時間管理簿（写）に校長の奥書証明をしたものを2部添付）</p>
その他	随時	福利課	<p>(1) 標準報酬育児休業等終了時改定申出書（又は産前産後休業終了時改定申出書）</p> <p>添付書類  * 育児休業終了日を証明する書類（辞令等の写し）</p> <p>※ 産前産後休業または育児休業から復帰後の勤務形態が、部分休業等により報酬が低下した場合、共済組合に申し出をすることにより標準報酬月額が改定される</p>

事項	処理時期	手続先	手 続 内 容
その他	随時	福利課	<p>(2) 3歳未満の子を養育する旨の申出書</p> <p>添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 被扶養者認定簿の写し等</li> <li>当該子が被扶養者でない場合</li> <li>* 戸籍謄(抄)本または戸籍記載事項証明書</li> <li>* 住民票</li> </ul> <p>※ 3歳に満たない子を養育している組合員が、育児部分休業等により標準報酬月額が低下した場合、共済組合へ申し出をすることにより当該子を養育する前の標準報酬月額に基づき年金額が算定される</p> <p>※ 3歳未満の子を養育しなくなった場合には、「3歳未満の子を養育しない旨の届出書」を提出する</p>
	出勤簿	学校	<p>(1) 「部休(時間分)」と表示し、押印する</p>

以 下 余 白